

接種前に必ずお読みください

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 説明書

【接種に当たっての注意事項】

- この予防接種は、本人が接種を希望する場合にのみ行うものとされており、法律上の義務はありません。接種を希望する方は、医師へ相談の上、十分理解し、納得されたうえで、予防接種を受けてください。
- 同封の予診票は、接種する医師への大切な情報です。責任をもって御記入ください。
- 過去に「23 価肺炎球菌ワクチン」を受けた方は、定期予防接種の対象となりません。

接種を受けることができない方

- ① 明らかな発熱（通常 37.5℃以上をいいます。）がある方
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ 肺炎球菌ワクチンの成分によりアナフィラキシーショックを呈したことがあることが明らかな方
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した方

接種を受ける際に注意を要する方

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- ② 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ③ 過去にけいれんの既往のある方
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤ 肺炎球菌ワクチンの成分に対してアレルギーを呈するおそれのある方

1 肺炎球菌感染症について

肺炎球菌感染症とは、主に鼻や喉に定着し、咳やくしゃみ、唾液などを通じて感染します。肺炎球菌を保菌している人すべてが発症するわけではなく、抵抗力の低下や粘膜バリアの損傷などにより、保菌している人と菌の間のバランスが崩れて菌が体内に侵入すると発症に至ります。疾患としては、中耳炎、肺炎、敗血症、髄膜炎など様々ですが、成人肺炎の 25～40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題になっています。

2 23 価肺炎球菌ワクチンについて

肺炎球菌には 100 種類以上の血清型があり、定期予防接種で使用する「23 価肺炎球菌ワクチン」は、そのうちの高頻度に見られる 23 種類の血清型に効果があります。効果について明確な持続期間は確立されていませんが、最初の接種から 5 年以上経過した方は再接種の対象とされています。

3 23 価肺炎球菌ワクチン予防接種の副反応について

接種後に注射部位の発赤や腫脹、筋肉痛、発熱（ときに高熱）、倦怠感、頭痛などの症状が見られることがあります。通常 2～3 日で消失します。

4 23 価肺炎球菌ワクチン予防接種後の注意

- (1) 接種を受けた後 30 分間程度は、急な健康状態の変化（副反応）に注意してください。
- (2) 接種後は、注射部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けてください。
- (3) 接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすらないようにしてください。
- (4) 接種後、注射部位の異常反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

5 他の予防接種との接種間隔、同時接種について

- (1) インフルエンザワクチンや新型コロナワクチンとの接種間隔の制限はありません。
- (2) 医師が、特に必要と認めた場合は、他のワクチンと同時に接種できます。

6 23 価肺炎球菌ワクチンの再接種（2 回目以降の接種）について

再接種は可能ですが、最初の接種から 5 年以内の場合は、再接種により注射部位の疼痛、紅斑、硬結等の副反応が最初の接種よりも頻度が高く、程度が強く発現することがあります。再接種の必要性を慎重に考慮して、前回の接種から十分な間隔を確保して接種を行うことが必要です。そのため、日本感染症学会肺炎球菌ワクチン再接種問題検討委員会「肺炎球菌ワクチン再接種のガイドンス(改訂版)」では、最初の接種から 5 年以上経過した者を再接種の対象としています。予防接種法の規定により、再接種は定期接種の対象に含まれておりませんので任意接種となります。

7 沈降 13 価肺炎球菌ワクチンの接種について

平成 26 年に沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンが 65 歳以上の高齢者に対する肺炎球菌による感染症の予防の効能・効果が承認されましたが、現時点では定期接種としては使用することはできません。

なお、過去に任意接種で沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンを受けた場合は、23 価肺炎球菌ワクチンを定期接種として受けることができます。

8 健康被害救済制度について

定期的予防接種による重篤な健康被害が発生し、健康被害を受けた方の請求に対して厚生労働大臣が予防接種と因果関係があると認めた場合には、医療費等の給付を行う制度があります。

給付申請の必要が生じた場合は、診察した医師及び郡山市保健所の保健・感染症課予防接種担当へ御相談ください。

【問合せ先】 郡山市保健所 保健・感染症課 感染症・予防接種係
月～金（祝日除く）8 時 30 分～17 時 15 分

電話番号：024-924-2163